

平成 26 年 2 月 12 日
新潟市財務部契約課長

建設工事入札参加者各位

主任技術者の専任要件の緩和措置について

公共工事に配置する配置技術者については、建設工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が 2,500 万円（建築一式工事 5,000 万円）以上の受注案件については、現場ごとに専任が求められていますが、昨年 3 月からは国の取り扱い方針に基づき緩和運用していましたが、本年 2 月 1 日からの国のさらなる緩和を踏まえ、本市においても下記により主任技術者の専任を緩和することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 緩和措置の内容

請負代金額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の場合は兼務を可能とする。

2. 緩和措置の対象工事

①国、県、市町村等が発注する工事

②密接^{*}に関連する工事^{*}で、工事個所の距離が概ね 10km 程度の全ての公共工事を対象とする。

※密接に関連する工事

- ・工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、資材の調達を一括で行う場合や、工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合

3. 兼務可能件数

発注機関相互で 2 件まで

4. 提出書類

契約締結後、「専任を要する主任技術者兼務届」を発注課に提出するものとする。

5. その他

- ①兼任を認められた場合においても、発注者と常時連絡できる体制を整えること。
- ②本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者、営業所における専任の技術者については兼務の適用外です。
- ③兼務する工事において、受注者の責によらないやむを得ない事由により、専任を要

する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めます。

ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

④下請人にも適用できるものとします。

6. 本運用の適用時期

平成26年2月1日以降の入札公告案件から適用します。